

1. 計画策定の意義

本市は、埼玉県北西部に位置し東京から70km圏にあり、農業、商業、工業のバランスのとれた発展を遂げてきた。

しかし、近年人口増加率は徐々に鈍化し、その一方で世帯数は増加傾向を示す核家族化が進んでいる状況にある。また、ライフスタイルのコンビニ化に伴い、ごみ発生量は減少傾向を示すものの、ごみ質の多様化によるごみ問題が顕在化しつつある。また、ダイオキシン類による環境汚染や地球温暖化等の環境問題がクローズアップされ、ごみ処理に対する市民の関心はなお一層高まりを見せている。

このような状況のなか、快適で潤いのある生活環境を維持しながら持続的発展が可能な都市を形成していくために、今までの大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済システムを見直し、市民一人ひとりが生活行動のあり方を見直し、生活や事業活動に伴う環境への負荷を出来るだけ低減する資源循環型社会を形成していくことが求められている。

そのためには、生産から消費に至るあらゆる段階において、市民、事業者、市が主体的にそれぞれの役割と責任を分担し、ごみの減量化とリサイクルを推進することが重要である。

本計画は、こうした背景をふまえて、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集することにより、限りある資源を有効に利用することや最終処分量を削減することを目的に、市民、事業者、市の役割を明確にし、具体的な推進策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2. 基本方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 市民、事業者、市が一体となって、環境に配慮した資源循環型社会の形成を目指す。
- (2) ごみの発生及び排出の抑制を行うとともに、排出されたごみは可能な限り再利用、再資源化を図り、最終処分量を限りなく少なくし、環境への負荷の低減を図る。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年4月を始期とする5年間（平成29年度～平成33年度）とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他のガラスびん、紙パック、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

項目		平成年度				
		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物合計		7,524	7,498	7,470	7,442	7,414
内 容	主としてスチール製の容器	156	155	155	154	153
	主としてアルミ製の容器	101	101	100	100	100
	主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器	151	150	150	149	149
	主としてガラス製の容器 茶色のガラス製容器	343	342	341	339	338
	主としてガラス製の容器 その他のガラス製容器	75	74	74	74	74
	主として紙製の容器であって飲料を 充てんするためのもの（原材料として アルミニウムが利用されているもの を除く。）	20	20	20	20	19
	主として段ボール製の容器	788	785	782	780	777
	主として紙製の容器包装であって上 記以外のもの	1,969	1,962	1,955	1,947	1,940
	主としてポリエチレンテレフタレー ト（PET）製の容器であって飲料又 は醤油その他主務大臣が定める商品 を充てんするためのもの	450	449	447	445	444
	主としてプラスチック製の容 器包装であって上記以外のもの	3,471	3,459	3,446	3,434	3,421

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、効果的な排出抑制が行われるよう市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携をとりながら推進していくものとする。

（1） 容器包装廃棄物の発生抑制

物を消費した段階でごみとなる容器や包装材の排出を削減するため、簡易包装の促進、店頭回収の推進について事業者に協力を求める。

（2） 市民のリサイクル活動への支援

市民及び市民団体が実施するリサイクル活動に対して、リサイクル活動推進奨励金を交付し、ごみの減量化と資源の再生利用を促進する。

（3） 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会における環境教育の一環として、ごみの減量化・リサイクルに関するポスター、標語の募集を実施するとともに、ごみ処理施設見学会等をおして、市民・事業者に対して、ごみの減量化とリサイクルの推進について理解を求めていく。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

ごみ焼却量の削減、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画、本市の財政状況等を総合的に勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び区分を下記のとおり定める。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶類
主としてアルミ製の容器	
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器	びん類
主としてガラス製の容器 茶色のガラス製容器	
主としてガラス製の容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t／年）

項目	平成年度		29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理
主としてスチール製の容器			156		155		155		154		153	
主としてアルミ製の容器			101		101		100		100		100	
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器			66		65		65		65		65	
	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理
	66	0	65	0	65	0	65	0	65	0	65	0
主としてガラス製の容器 茶色のガラス製容器			149		149		148		147		147	
	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理
	149	0	149	0	148	0	147	0	147	0	147	0
主としてガラス製の容器 その他のガラス製容器			33		32		32		32		32	
	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理
	33	0	32	0	32	0	32	0	32	0	32	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）			20		20		20		20		19	
主として段ボール製の容器			788		785		782		780		777	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの			0		0		0		0		0	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの			392		391		389		387		386	
	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理
	195	197	195	196	194	195	193	194	193	193	193	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの			0		0		0		0		0	

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝過去5年間（平成23年～平成27年度）における容器包装廃棄物ごとの収集実績を統計処理し得られた計画期間の容器包装廃棄物ごとの発生量×分別基準適合物ごとの歩留まり

品 目	歩留まり（分別基準適合物／容器包装廃棄物ごとの発生量）
スチール・アルミ缶	1.0
ガラス（無色・茶・その他）	0.31
紙パック	1.0
段ボール	1.0
ペットボトル	0.87

歩留まりとは、過去5年間の容器包装廃棄物ごとの発生量（収集量）に対する分別基準適合物等の量を5年間平均したもの

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器	缶類	市による定期収集	大里広域市町村圏組合 （大里広域クリーンセンター）
アルミ製容器			
無色のガラス製容器	びん類	市による定期収集	大里広域市町村圏組合 （大里広域クリーンセンター）
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器	紙パック	市による定期収集	民間業者
段ボール製容器	段ボール	市による定期収集	民間業者
その他の紙製容器包装	雑紙	市による定期収集	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	大里広域市町村圏組合 （大里広域クリーンセンター）

※ 上記容器包装廃棄物の内、アルミ缶、生きびん、紙パック、段ボールについては、市民団体の集団資源回収においても回収し、選別・保管等は民間業者が行う。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

現在市では、分別収集した、缶類、びん類及びペットボトルを熊谷市、寄居町で構成する大里広域市町村圏組合の大里広域クリーンセンターに搬入し、選別・圧縮等の中間処理を実施している。このクリーンセンターは、昭和58年竣工以来33年が経過し、経年劣化が進行していることから資源化施設の整備について検討していくものとする。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状、能力等）
排 出	ごみ収集所	共通集積場所を利用 排出方法 缶類・びん類・ペットボトルは袋排出 紙パック・段ボール・雑紙は紐で結束し排出
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
選別・保管	大里広域クリーンセンター	スチール・アルミ缶の選別はベルトコンベアー、磁選機、空き缶プレス機（15t/日）を使用 びん類はベルトコンベアー、手選別、ストックヤードに保管 ペットボトルは専用選別・圧縮・梱包施設（4t/5h）で処理しストックヤードで保管
	民間選別保管施設	紙パック・段ボールは民間紙問屋の選別保管施設で処理